

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 8月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年 8 月 2 日（火） 午後 3 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 8 番 小林 宏 委員 9 番 大坪 敏博 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	1 件
第 4 号議案	下限面積（別段の面積）の設定について	
第 5 号議案	空き家に付随する農地の別段面積取扱基準について	

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年 8 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 8 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

8 番 小林 宏 委員、9 番 大坪 敏博 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度 第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	1 件
第 4 号議案	下限面積（別段の面積）の設定について	
第 5 号議案	空き家に付随する農地の別段面積取扱基準について	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号議案について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 4-1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良区域外であり申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の位置等につきましては、2・3 ページに位置図、4 ページに字図の写し、5・6 ページに土地利用計画図、7 ページに断面図、8・9 ページに立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見ををお願いします。

- ○○番（○○委員） この土地は周囲が宅地化されており転用するのは問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○推進委員ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 今言われたように宅地化が進んでいるところなので問題ないかと思ひます。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

- 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明を求めます。
- 事務局長 10 ページをごらんください。
第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。
整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断されます。転用目的である建売分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
申請地につきましては、12 ページに位置図、13 ページに字図の写し、14 ページに土地利用計画図、15 ページに断面図、16 ページに建物立面図、平面図を添付しております。
説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○番（○○委員） 周りは全部宅地化されており、問題ないと思います。
- 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。
- ○○最適化推進委員 先日業者の方が説明に来られましたが、問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

- 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号

5-2について説明を求めます。

- **事務局長** 17 ページをごらんください。

第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営

筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、町役場から概ね300m以内であるため、第3種農地と判断されます。

転用目的の建売分譲住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、18 ページに位置図、19 ページに字図の写し、20 ページに土地利用等の計画図、21 ページに断面図、22 ページに建物平面図、平面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇番（〇〇委員）** 先ほどの議案のすぐ近くで、宅地化も進んでいることから問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

事務局長 23 ページをごらんください。農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営

筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。転用目的の共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられ

ます。申請地につきましては、24 ページに位置図、25 ページに字図の写し、26 ページに土地利用等の計画図、27 ページに断面図、28 ページに給排水経路図、29 ページに建物平面図、30 ページに建物立面図、29 ページに建物平面図、30 ページに建物立面図、31 ページに建物平面図、32 ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 申請地周辺は宅地化が進んでいることから、問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。

事務局長 33 ページをごらんください。農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明します。

整理番号5-4を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は共同施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、34 ページに位置図、35 ページに字図の写し、36 ページに土地利用等の計画図、断面図 37 ページに建物平面図、38 ページに建物平面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 申請地は譲渡人が家を建てたときに分筆した際にできた農地であり、現在耕作されていないため問題ないと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- ○○最適化推進委員 特に問題ないと思います。
- 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- 議長 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和元年度第 3 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

- 事務局長 39 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、再設定が 1 件の計 1 件で、田が 1 筆 2,416 m²となっております。

次に 40 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,407,950.20 m²、今回解約面積 6,501 m²、今回計画といたしまして 2,416 m²、現在の合計 4,403,865.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

- 事務局長 それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 4 時 3 0 分